

中小企業PL保険制度 生産物賠償責任保険(中小企業製造物責任制度対策協議会用)

リコール特約

POINT 1

充実補償・**限定補償**
選べる2つのリコール特約!

事故のおそれにより実施する
「リコール」にも対応!
充実補償リコール特約は、



**従業員による
 食品・医薬品への
 異物混入に起因する
 リコールも
 補償対象!**

POINT 2

**販売事業者
 のリスクも
 補償**

商工3団体の会員の
 中小企業者のみが
 加入できる制度

POINT 3

**部品製造
 事業者も対象!**
 (最終製品製造・販売者
 からの求償にも対応)

加入が多い業種

- 第1位** 農林畜水産業・農林畜水産食品製造
- 第2位** 食料、飲料品販売
- 第3位** その他食品製造

中小企業PL保険制度の「リコール特約」では、貴社が万一リコールを実施した場合でも、最大1億円まで補償いたします! (1億円タイプご加入の場合)

※07年5月に施行された改正消費生活用製品安全法により、

- ①製品の不具合による重大製品事故(死亡事故、重傷事故、火災、一酸化炭素中毒)が発生した場合には、事故発生を知った日から10日以内に経済産業省へ報告を行うことと義務付けられています。(製造業者、輸入業者が対象)
- ②報告受付後、事故の概要が主務大臣により公表されます。さらに重大な危害の拡大防止などの観点から、必要がある場合には、詳細な情報に加えて再発防止策などを含めて公表されます。
- ③その後、報告・立入検査を行い危害の発生、拡大を防止するため必要があると認めるときは、製品回収などの危害防止命令を、報告義務不履行に関しては体制整備命令を発動します。

詳しくは裏面を
 ご覧いただき、
 必ず補償範囲を
 ご確認下さい。

リコール特約(任意付帯) リコールに対する備えは充分ですか？

充実補償リコール特約

被保険者が生産物のかしに起因して、リコールを実施することにより生じた費用を負担することによる損害を補償します。対人・対物事故が実際に発生した場合のほか、それを発生させるおそれ*がある生産物に対して実施される場合も対象となります。

*1 消費期限等の品質保持期限に関する表示漏れ・誤りまたは食品衛生法等所定の法令により製造・販売等を禁止されている製品もしくはその原材料・部品・容器・包装の製造・販売等、食品・医薬品への異物混入またはそのおそれ(異物混入脅迫を含みます。)が生じた生産物については、対人・対物事故を発生させるおそれがあるものとみなし、補償の対象となります。

限定補償リコール特約

被保険者が生産物のかしに起因して、リコールを実施することにより生じた費用を負担することによる損害を補償します。ただし、他人の生命・身体・財物に関し、以下(a)～(d)の事故(重大事故)が実際に発生した場合に限りです。

(a)死亡・後遺障害 (b)治療に要する期間が30日以上となる傷害・疾病
(c)一酸化炭素中毒 (d)火災による財物の焼損

※ 保険金のお支払いにつきましては、次の要件をすべて満たしていることが必要です。

①保険期間中に引受保険会社に対してリコール実施決定の通知が行われていること ②リコールの対象となる生産物が日本国内に存在すること

③ **充実補償リコール特約** 次のいずれかの事由により、リコール実施や対人・対物事故の発生またはそのおそれが客観的に明らかになること

■被保険者またはリコール実施者の行政庁に対する文書による届出・報告等

■新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告(インターネットのものによるものを除く) ■リコール実施についての行政庁の命令

限定補償リコール特約 次のいずれかの事由により、リコール実施が客観的に明らかになること

■被保険者またはリコール実施者の行政庁に対する文書による届出・報告等 ■リコール実施についての行政庁の命令

※ 初年度契約の保険期間の初日の前日以前に被保険者の占有を離れた生産物のリコール費用については、お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

※ 複数業種ある場合は、リコール特約対象業種のみ本特約にご加入いただけます。

【ご加入タイプ】 PL保険制度のご加入タイプにかかわらず、本特約のご契約タイプは充実補償と限定補償の2通りとなります。

**3,000万円
タイプ**

・保険期間中の
支払限度額3000万円
(縮小支払割合90%*)

**1億円
タイプ**

・保険期間中の
支払限度額1億円
(縮小支払割合90%*)

免責金額(自己負担額): **なし**

**3,000万円
タイプ**

・保険期間中の
支払限度額3000万円
(縮小支払割合90%*)

**1億円
タイプ**

・保険期間中の
支払限度額1億円
(縮小支払割合90%*)

免責金額(自己負担額): **なし**

*2 在庫品廃棄費用とコンサルティング費用については縮小支払割合100%となります。

(リコールが発生し、社告を行った事例) ※全国紙1社に社告を掲載すると、数百万円程度かかるといわれています。

充実 ○

限定 ×

ダイニングセットのいすの座面を固定するネジが座面クッションから突き出ている可能性があることが判明。使用中にケガをするおそれがあることから回収を行った。



充実 ○

限定 ×

販売した和菓子に、異なる商品の表示シールを貼付してしまい、特定原材料である「小麦」の表示がもれたため回収を行った。



充実 ○

限定 ○

ガス暖房機の構造の欠陥が原因で、一酸化炭素中毒による死亡者がでた。完成品メーカーがリコールを実施し、原因となった部品の製造メーカーに対して損害を一部求償した。



事例は、東京海上日動火災保険が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

PL保険制度(生産物賠償責任保険):主契約 95年7月の制度発足以来、約17,000件の支払実績!!

本制度に加入した中小企業者の皆様が製造・販売した製品や、行った仕事の結果が原因で、製品の引渡し後または仕事の終了後に日本国内において他人の生命や身体を害するような人身事故や、他人の財物を壊したりするような物損事故が発生し、保険期間(加入期間)中に貴社(被保険者)に対して損害賠償請求がなされたことによって、法律上の損害賠償金や訴訟費用などの損害を被った場合に、保険金をお支払いいたします。

**新規
更新**

保険料振込期間 **2016年4月1日～5月31日**
保険期間 **2016年7月1日 午後4時～**
(加入期間) **2017年7月1日 午後4時**

**中途
加入**

保険料振込期間 **毎月1日～末日(6月以降)**
加入期間 **保険料振込月の翌々月1日 午前0時～**
2017年7月1日 午後4時

保険料の計算方法

貴社の「業種」、「前年度売上高」、お選びいただいた「加入タイプ」(PL保険制度)、リコール特約をセットされる場合はその種類と「加入タイプ」により保険料が算出されます。前述の5点を募集代理店または引受保険会社にお伝えいただければ貴社の保険料を算出致します。

(注1) 前年度売上高とは、加入申込時に把握可能な最近の会計年度1年間の日本国内における売上高をいいます。保険期間中の売上高による精算は、原則として行いません。なお、ご申告いただいた売上高が把握可能な最近の会計年度の売上高に不足していた場合には、ご申告の売上高に基づく保険料と実際の売上高に基づく保険料との割合により保険金を削減することになりますのでご注意ください。

(注2) 最低保険料(1,000円)が適用されます。充実補償リコール特約を付帯される場合は特約単独で最低保険料(30,000円)が適用されます。

※本制度は、中小企業製造物責任制度対策協議会を構成する3団体(日本商工会議所・全国商工会連合会・全国中小企業団体中央会)の傘下団体の会員で、中小企業基本法に定められている中小企業を加入対象としております。

※このチラシは「生産物賠償責任保険(中小企業製造物責任制度対策協議会用)」の概要についてご紹介したものです。保険の内容はパンフレットをご覧ください。詳細は契約者である上記各団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら代理店または保険会社にお問い合わせください。

【本制度のお問い合わせ先】

この保険契約の引受保険会社は、以下のとおりです。

(50音順)

◆◆あいおいニッセイ同和損害保険
◆◆朝日火災海上保険
◆◆共栄火災海上保険
◆◆現代海上火災保険

◆◆セコム損害保険
◆◆損保ジャパン日本興亜
◆◆大同火災海上保険
◆◆東京海上日動火災保険

◆◆日新火災海上保険
◆◆富士火災海上保険
◆◆三井住友海上火災保険

◇の保険会社は「限定補償リコール特約」を扱っております。◆の保険会社は「充実補償リコール特約」を扱っております。

15-T10471

E14-82830(8) 改定201602